

令和4年度 第2回台東区地域福祉計画策定委員会 議事録

○日時 令和4年9月8日(木)午後1時30分～

○出席者 委員長 新田 秀樹 副委員長 石渡 和実
(9名) 委員 大木 洵人 委員 山藤 弘子
委員 里 秀一郎 委員 牧田 としみ
委員 鳥居 理英子 委員 平野 穰
委員 芳仲 美恵子

○欠席者 委員 稲垣 美加子 委員 麻生 勝重
(3名) 委員 和泉澤 とも子

○事務局 福祉課長 上野 守代

事務局 ー開会の挨拶ー

委員長 皆様お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。これより第2回台東区地域福祉計画策定委員会を開催致します。それでは早速議論に移らせていただきたいと思っておりますので、事務局の方からご説明をお願い致します。

事務局 それでは2. 議題(1)第1回台東区地域福祉計画策定委員会資料に係るご意見について、ご説明いたします。(以下 中略)

委員長 ありがとうございます。何かご質問・ご意見がございましたらご自由にご発言頂ければと思います。

副委員長 11番の台東区地域防災計画との整合性を図るというのは大事なことです、防災というテーマは、地域力を高める際に非常に大事なテーマだと感じます。本計画の中では地域の支え合いを大事にするということをしっかり盛り込む必要があると思います。

委員長 ありがとうございます。非常に大事なご意見だと思います。前回は言葉の使い方を大事にすべきというご意見がありましたので、それに対して今回ご回答をいただきました。1番の「多様・多元」の意味については、多様という言葉に多元の意味

も含めて使用していくということで理解致しました。

10 番の「子供」の使い方も区の公文書上の用字法により、漢字で統一して使っていくということです。

また、いただいた多くのご意見については、今後検討するというございますので、これから計画本文を作っていく中で、委員の皆様のご意見をできる限り反映させられればと思います。

他にご意見いかがでしょうか。特になければ、議題 2（2）台東区地域福祉計画の構成（案）について、事務局から資料のご説明をお願いします。

事務局 それでは資料 2－1 から 2－3 までご説明致します。（以下 中略）

委員長 ありがとうございます。それでは、お気付きの点等ございましたらご自由にご発言下さい。

委員 資料 2－1 のⅢのネーミングについてです。「災害時における体制づくり」という文章だと災害が起きている時だけに見えてしまうので、災害に備えた組織づくりを目指すのであれば「災害時に対応した体制づくり」や「災害時に向けた体制づくり」という文章に変えた方が良くと思います。

委員長 ありがとうございます。確かに災害時に限定される印象を受けますので、平時の地域づくりや組織づくりも大事というニュアンスも含めた表現にさせていただきたいとのご指摘かと思えます。
他にはご意見ございますか。

委員 資料 2－3 の施策①と施策②の内容がほぼ同じものに見えてしまうので、違いがあれば教えていただきたいです。

事務局 施策①では相談を受けて支援をする仕組みを作っていくことをイメージしております。施策②では、団体同士の連携や協働ということで、必ずしも支援の仕組みづくりだけではないという意味で書かせていただきました。

委員 資料 2－2 の基本方針 I では、事業者（民間企業）が協働相手となっているとの印象を受けるが、資料 2－3 では施策⑥で審査や指導という形で扱われており、整合性をどのようにお考えかをお伺いしたいです。

事務局 事業者との協働ということを資料 2－2 の基本方針には含めておりましたが、

資料2-3には入っておりませんでしたので、記載の方は改めさせていただきたいと思いをします。

委員長 ありがとうございます。今のご説明のとおりかと思いますが、資料2-3の施策①と施策②の書き分けを行っていただくということでよろしいかと思いをします。事業者との協働という部分では、先ほど委員のご指摘のとおり、適切にカバーしていただくということで宜しくお願ひ致しします。他にご意見いかがでしょうか。

委員 資料2-3の施策④のところでは、民生委員・児童委員の方は仕事として活動を依頼されているのでしょうか。それともボランティアでしょうか。支援というのは金銭的な支援を指すものなのでしょうか。

町会も高齢化が進んでおり、ご厚意で活動されている方がほとんどです。その方が引退されて、後任の方を選ぶことが難しくなっています。また町会に入らないと民生委員・児童委員にたどり着かない状況にあるため、民生委員・児童委員という存在を知らないという方も多くなっています。

施策④の支援の充実について、もう少し具体的に充実させるようにしていただきたいと思います。

事務局 民生委員・児童委員は、特別職の地方公務員に当たります。民生委員・児童委員になっても生計が維持できる程の報酬が出ているものではありません。活動費をお渡ししており、その中で活動していただいております。

台東区としては、都道府県から支給されている活動費に区が少し上乗せして、支援をしています。また、民生委員・児童委員協議会に団体補助という支援を行ってまいりました。

今回新型コロナウイルス感染症の影響から、対面での活動がしにくくなったり、連絡を取る携帯電話等の手段が変わったりということがございましたので、ここではICT機器等の新しいものを取り入れることや多くの制度を周知するためにも、研修会や勉強会といったものを充実させていきたいという思いはございます。

委員 民生委員・児童委員は、3年間に任期としており、現在の民生委員・児童委員は、今年の12月1日に改選されます。定年制がございまして11月30日時点で75歳を迎える方が自動的に退職となります。そうすると新しい方を探して、引き継がなくてはならないため、非常に大変なことです。仕事や子育てに忙しく、なかなか快く引き受けていただけないのが現状です。マンションに住まれている方は、新しく移ってきた方も多いため、台東区の事はあまり知らないということもあります。やはり依頼する

場合は地元のことを少しでも分かっている方をお願いしたいですし、そういった理由でも後任を探すのはとても困難です。後任が決まらずに欠員のまま活動を行わなければならない地区もあり、隣接している地区の民生委員・児童委員がお手伝いする等負担が大きくなっているところもあり、やはり一番の課題はなり手不足であると考えます。

委員 確かにご厚意に甘えてしまっている体制を見直すべきだと思います。活動にはかなり限界がきていると思います。今回こういう機会ですので是非実態を知っていただいて、活動費等も労働に見合ったものにしていかなければ地域が崩壊してしまうと思います。地元の方が地域の役割を兼任してやっていただいておりますので、この状況に甘えているのはかなり危険だと思います。支援の充実というものが金銭面や人材確保をしやすい組織づくりを区主導でプラン立てしていただければと思います。

委員長 ありがとうございます。民生委員・児童委員については時代に応じて位置付けも変わってきております。ただボランティアという位置付けだけでは、活動していけないご時世になってしまっているのかもしれないかもしれません。ご意見を踏まえまして、支援の充実について中身のあるものにして頂ければと思います。

また、新旧の住民の方々が一緒になって一つの地域をつくっていくための地域づくりの工夫というものも地域福祉計画の中で盛り込むことが出来ればいいのかなと思いました。

他にご意見ございますか。

委員 1つ目は資料2-3の施策②のところですが、新型コロナウイルス感染症の影響もありますが、地域全体で広域的な事業を進めていこうという社会福祉法人の本来の役目を果たしていこうということで、社会福祉協議会が主体となって法人連絡会というものを設立済みです。計画策定に当たっては、そういったことも配慮して文章をご検討いただければと思います。

2つ目は、施策③のところです。新型コロナウイルス感染症の影響から社会福祉協議会では、生活資金の貸付を行っているため、外国人が多く来所します。外国人の中には、長く日本で生活していれば日本語ができるとされているが、そうではない方が非常に多いです。そのため、やさしい日本語の活用だけではなく、母国語の活用も必要だと考えます。社会福祉協議会では、案内のパンフレットを8か国語で作成しています。そういった工夫も必要なのかと思いました。

3つ目は、施策④の社会福祉協議会の体制強化についてです。文章についてですが、体制強化となると社会福祉協議会が考えて、足りないものを区にお手伝いをお願いするといった標記の仕方にして頂ければと思います。

4つ目は、法人後見と市民後見人の活躍推進についてですが、社会福祉協議会では、法人後見事業で年間10件程度請け負っており、市民後見人についても実績がございます。環境を整えるという表現ですが既に実施している部分もありますので、それを充実し、普及促進するという表現にしていいただければと思います。最後に施策⑨の災害ボランティアセンターの運営についてです。区と社会福祉協議会の役割分担ですが、区が場所を確保して、社会福祉協議会は開設するという枠組みになっております。資料のような表現ではどこが何をするのが不明確なので、本文を作る際はご配慮いただければと思います。

委員長 ありがとうございます。社会福祉協議会についての具体的なご意見をいただきました。本文の作成に当たってはご配慮いただければと思いますが、事務局から何かございますか。

事務局 今回2～3行で説明文を作成しておりましたので、表現できていない部分が多々ございました。皆様のご意見を踏まえて、できる限り分かりやすく記載できるようにしていきたいと思っております。

委員長 これから本文の中で使う表現の工夫についてのご指摘でした。他にご意見いかがでしょうか。

委員 地域福祉計画を策定するにあたって、社会福祉協議会が主体的に動いていかなければならないという建付けになっているみたいですが、実態として社会福祉協議会が担うことができるのでしょうか。

委員 実態としては、今の体制で賄えているため、今の体制を維持しているところです。ただその体制が必要十分と言われるとそうではありません。やはり区や地域全体で地域福祉計画を策定するにあたって、これだけの意識でこれだけのことをやらなければならないという総意がありましたら、社会福祉協議会も応えていかなければなりません。そのために体制強化をしないといけないという意識は持っておりますが、課題として人材確保が必要になります。これは福祉に限らないかもしれませんが、職員の流動性が激しいため、来年以降も見通し通りに人材を確保できるのかが不安なところです。人材を確保できるかどうかで今後の見通しも変わってくるということです。

委員 いろいろ制度と制度の狭間を埋めるのは社会福祉協議会の大きな役割だと思っておりますので、高齢部門だけでなく横断的に対応できる社会福祉協議会の存在は大きいと思っております。

委員長 計画を実際に実施するためには、人材や資金が必要になります。計画の策定と並行してこれを実施するための方策を詰めていく事務的な作業が必要になると思いました。

また、計画が地域福祉の体制づくりや基盤強化をプッシュできるような中身を表現できないかといったことや、人材や資金等の直接的な確保が難しいという課題があることを計画で指摘できないかといったことも念頭に置きながら、計画をまとめていければと思いました。

他にご意見いかがでしょうか。

副委員長 成年後見制度に係る中核機関は、どこも人材不足が課題となっています。地域づくりという視点で仕事の面白さを感じると定着率も高くなってくると思いました。

また、資料2-3のⅡでは福祉サービスという言葉が使われていますが、この言葉は法律や制度になっているサービスという捉え方をされてしまうのが一般的だと思います。例えば「インフォーマルなサービス」のような言葉を選んで、民間の力を活用するということはこれまでの資料だと見えてこない部分かと思えます。福祉サービスという言葉を使って良いものかの検討は今後必要かと思えます。

そしてⅠですが、支援が必要な方をどのようにキャッチするかが新しい課題だと思います。相談の後にどうサービスに繋げていくかが書かれていて、どうキャッチするかという課題が見えない書き方になってしまっていますので、明確にできないかと思いました。

また、現在成年後見制度そのものの法改正を法務省で検討している段階です。成年後見制度の利用の促進というと、今ある成年後見制度の活用という捉え方をされそうです。更なる活用ということではなく、地域の思いに沿って、制度改正に繋がっていくような新しい方向を目指して地域共生型社会になっていくというものを打ち出してほしいと思えます。地域共生社会には、支える側と支えられる側という垣根を越えてということが一番大事なことです。障害がある方は自分たちが望むような生活ができないからサービスを受けているのではなく、社会を変えていくという役割を果たしている訳です。支援を受けているという位置づけだった方々が地域貢献をしていくのをバックアップして、活躍できるような地域づくりを明確に示していただけると良いかと思えます。

委員長 ありがとうございます。地域福祉や支援の在り方の根幹に関わる重要なお意見だったかと思えます。事務局の方からなにかございますか。

事務局 まさしく委員のご意見が計画に書かれていないといけないと思えます。現行制

度の利用促進のみにとらわれることなく、社会に参加できる体制をつくるためのバックアップという利用支援・促進という形で検討していければと思います。

委員長 もっとも、今お話の合った地域共生社会実現のための具体的な施策をどう書くか、文章をどう書くかとなると、なかなか難しい話です。福祉の対象となる方やその福祉を担う方、或いは提供される福祉の支援というものがまだ形を成していない、あるいは顕在化していない、声が出てきていない、隙間に落ちてしまっている。そのような段階で、その福祉ニーズにどう気づき、どう拾いあげていくのかというのが福祉では一番大事なところであって、これからの行政に求められるものなのだろうと思います。

また、支援を受けているという位置づけの方々には、単なる客体として捉えられがちですが、その方たちには、主体と客体の両面あるということにも注意する必要があるかと思います。これまで福祉の世界では主体と客体で分けてしまいがちでしたが、そうではないということです。これらは計画全体にかかわる話かと思いますが、計画にどう書き込むかについて工夫を重ねていただければと思います。

委員 資料2-3の施策⑦で学びと活動の場づくりというところですが、ここでは生涯学習等と記載がなされていますが、学びの場というのは生涯学習だけでしょうか。等という字が使われているので複数であると読み取れますが、どうしても一面だけ見た時にイメージできるのが高齢者の学びを思い浮かべてしまいます。例えば生涯学習という形ではなく、外国人の日本語学習のような社会活動に参加するための学びというのも加えた方がいいのかと思いました。生涯学習とは違う表現の仕方を検討いただき、学ばれる方が限定されないような表現にして頂ければと思います。

事務局 想定していたものが生涯学習でしたので、こういった表現になりましたが、社会活動に参加するために個人で勉強されている方なども表現に加えられればと思います。

委員 成年後見制度の更なる活用についてですが、第二期成年後見制度利用促進基本計画では、数を増やすことではなく、結びつくまでのことを目指すものですので、数を増やすというイメージをなくすような文言が必要かと思います。権利擁護という言葉を使っているのは良いと思います。

また、資料の中に地域包括支援センターがひとつもないですね。他の地域では、民生委員・児童委員と包括委員が会議をして、連携されています。支援が必要な方はすぐ地域包括支援センターに繋ぎ、地域包括支援センターから区役所という連携が充実して、システムとして組み込めるような計画であれば良いと思います。

事務局 今回の資料には要保護児童ネットワーク等既にネットワーク化されているものは、記載をしておりませんでした。本来であれば施策①に既存のネットワークを連携するという表現ができればよかったと思います。ご意見を踏まえて検討させていただければと思います。

委員長 ありがとうございます。本文を書くときにはご配慮いただければと思います。

委員 施策⑥にある区立の福祉施設というのは具体的に何を指しているのでしょうか。

事務局 特別養護老人ホームやケアハウスといった施設がございます。区が指定管理として業者にお任せしているところもあります。

委員 指定管理をしている場合と区が直営している場合の2種類があるということでしょうか。

事務局 区立保育園は直営しております。特別養護老人ホームは直営ではございません。

委員 それでは区が直営で行っているのは保育園だけですか。

事務局 区立保育所、松が谷福祉会館、こども園がございます。

委員 ありがとうございます。全体を読んでいると区が皆様を連携させます、応援します、支えますという表現でしたので、区が担っているというニュアンスが取れませんでした。区も担い手の一つだと思いますので、自らも行うという表現があるといいのかなと思いました。

委員長 区の役割が当事者である場合もあれば、支援者・コーディネーターである場合もありますので、本文を作成する場合は、それぞれの項目ごとに区の役割・立場を意識していただけると良いのかと思います。

委員 関連したことですが施策⑤の令和6年度開設予定の(仮称)竜泉二丁目福祉施設については、指定管理で行うということでしょうか。

事務局 こちらは特別養護老人ホームとして、区立施設を指定管理する予定でございます。

委員 障害者の高齢化に対応するためということなので、障害者の方が高齢になり、介護が必要になった場合に入る施設であり、一般の方向けの施設ではないということですのでよろしいですか。

事務局 共生型サービスというものは、高齢者の施設にしながら障害者のための支援ができるというサービスになっており、逆に障害者の施設でも介護保険が使えるものになっております。今回台東区では、初めて介護施設において障害者の方々も利用できるようにサービスを新たに展開するという意味で書かせていただきました。

委員長 ありがとうございます。まだ素案の段階ですので、最終的には計画本文で区民の方にもわかりやすい表現でお書きいただければと思います。
それでは議題については、本日はここまでとさせていただきます。進行を事務局の方にお返しいたします。

事務局 委員長ありがとうございました。それでは事務局より2点ご案内させていただきます。(以下 中略)

事務局 それでは、これを持ちまして、第2回地域福祉計画策定委員会を閉会致します。どうもありがとうございました。